埼玉工業大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学動物実験指針(以下「指針」という。)第 5条2項に基づき、埼玉工業大学動物実験委員会(以下「委員会」とい う。)の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

- 第2条 委員会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査 審議し、これらの事項に関して学長に対し、指導または助言等をおこなう ものとする。
- (1) 動物実験責任者から指針に基づき提出された動物実験計画の法律、規則、 指針に対する適合性
- (2) 指針その他動物実験に関する規則等の制定及び改廃
- (3) 指針の適正な運用を図るために必要な事項
- (4) 実験に係わる教育訓練
- (5) 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関する事項
- (6) 動物福祉及び動物実験の安全性確保に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名
- (4) 教育研究支援課の職員 1名
- 2 前項第1号、第2号および第3号に掲げる委員は学長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第4条 委員会は、次の各号をもって運営する。
- (1) 委員会に委員長を置き、学長が指名する。
- (2) 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- (3) 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- (4) 委員長が提出した動物実験計画書等の審査を行う際には、副委員長が議長となる。
- (5) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

- (6) 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) 委員会は、委員の2/3以上の出席をもって成立する。但し、委任状を提出した委員は出席とみなす。
- (8) 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決する。賛否同数のときは、議長が決する。
- (9) 委員会の事務は、教育研究支援課において行う。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。